

株式会社とさでんトラベル

国内募集型企画旅行 旅行条件書

お申込みの際は、本旅行条件書を必ずお読みください。

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書および同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、株式会社とさでんトラベル(以下「当社」という。))が企画・募集・実施するものであり、この旅行に参加されるお客さまは当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という。))を締結することになります。
- (2)「募集型企画旅行」とは、当社が、あらかじめ旅行者の募集のために、旅行の目的地および日程、旅行者が提供を受けることができる運送または宿泊サービスの内容、ならびに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。
- (3)旅行契約の内容・条件は、募集パンフレット・本旅行条件書(以下「契約書面」という。))、ご出発前にお渡しする最終旅程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「約款」という。))によります。
- (4)当社は、お客さまが当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」という。))の提供を受けられるように手配し、旅程管理をすることを引き受けます。

2. 旅行契約のお申し込み・ご予約

- (1)①当社、②旅行業法で規定された「受託営業所」(以下①②を併せて「当社」という。))のそれぞれにおいて、ご来店、電話、郵便、ファクシミリ、Eメール及びその他の方法にてお客さまからの旅行契約のお申し込みまたはご予約を承ります。
- (2)ご来店の場合、当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、後記の申込金を添えてお申込みいただきます。
- (3)当社は電話、郵便、ファクシミリ、Eメール及びその他の通信手段による旅行契約のお申し込みを受け付ける場合があります。この場合、契約はご予約の時点では成立しておらず、当社がご予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金のお支払または会員番号(クレジットカード番号)を通知していただきます。この期間内に、申込金を提出されない場合、または会員番号(クレジットカード番号)を通知しない場合、当社はお申込みがなかったものとして取り扱いたします。
- (4)申込金の額は以下の通りです。なお、申込金は後記する「お支払対象旅行代金」(「取消料」「違約金」)のそれぞれの一部または全部として取り扱いいたします。

旅行代金 (おひとりさま)	2万円未満	2万円以上 5万円未満	5万円以上 10万円未満	10万円以上 15万円未満	15万円以上
お申込金	5,000円以上 旅行代金まで	10,000円以上 旅行代金まで	20,000円以上 旅行代金まで	30,000円以上 旅行代金まで	旅行代金の20%以上 旅行代金まで

但し、特定期間、特定コースにつきましては別途募集パンフレットに定めるところによります。上記表内の「旅行代金」とは、第8項の「お支払対象旅行代金」をいいます。

- (5)当社は、同一コースにて、同時に参加しようとする複数のお客さまが責任ある代表者(以下「契約責任者」という。))を定めてお申込みいただいた場合、当社は特約を結んだ場合を除き、契約責任者が当該団体を構成するお客さま(以下「構成者」という。))の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体に係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。この場合契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社にご提出いただきます。なお、当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何らの責任を負うものではありません。また、当社は、契約責任者が当該団体に同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3. ウェイティングの取扱いについての特約

- (1)お申し込みの時点で満席、満室その他の事由により契約の締結が直ちにできない場合、お客さまが引き続き契約の締結を希望されるときは、当社は、お客さまの承諾を得て、当社らのお客さまに対する契約締結の承諾をお待ちいただける期限(以下「期限」という。))をお客さまと確認のうえ契約待機中(以下「ウェイティング」という。))のお客さまとして登録することがあります。この場合、当社は、申込金と同額以上の金額の預り金を収受し、契約締結の承諾できる状態になった場合は、契約締結を承諾する旨の通知(以下「承諾通知」という。))をするともに、承諾通知をした時点において預り金を申込金に充当します。なお、「当社の承諾通知の前に、お客さまからウェイティングの登録を撤回するお申し出があった場合」又は「期限までに当社による承諾通知ができなかった場合」は、預り金を全額払い戻します。
- (2)預り金のご提出の時点およびウェイティングの取扱時点では旅行契約は成立しておらず、また当社が、将来的に旅行契約が成立することをお約束するものではありません。

4. お申込み条件

- (1)旅行開始時点で15歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件にいたします。15歳未満の方が、契約責任者となる契約は受け付けません。旅行開始日時点で15歳以上20歳未満の方が単独でご参加は、親権者の同意書が必要です。コースにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、ご参加をお断りさせていただくか、保護者の同行などを条件とさせていただく場合があります。また、ご参加の場合に、コースの一部についての内容を変更させていただく場合があります。
- (2)特定のお客さま層を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能、その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合、ご参加をお断りすることがあります。

- (3)旅行のお申し込みの際に、慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なわれている方、動物アレルギーのある方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、おからだの不自由な方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨お申し出下さい。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合医師の健康診断書を提出していただく場合があります。また、お客さまからのお申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用はお客さまの負担となります。また、現地事情や関係機関などの状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者などの同行者を条件とさせていただくか、コースの一部について内容の変更をさせていただくか、またはご負担の少ない他の旅行をおすすめするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。なお、妊娠中の方はお客さまご自身の責任においてご参加いただくことを条件にいたします。ただし、ご利用運輸機関による搭乗制限がある場合がありますので、お申込み時点で必ずご確認ください。
- (4)お客さまが旅行中に疾病、傷害、その他の事由により、医師の診断または治療を必要とする当社が判断した場合は、旅行の円滑な実施を図るため必要な措置をお取りします。これにかかる一切の費用はお客さまの負担となり、お客さまは当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法でお支払いいただきます。
- (5)お客さまのご都合による別行動は原則としてお受けいたしかねます。但し、別途条件でお受けすることもあります。
- (6)お客さまのご都合により、旅行の行程から離脱する場合には、その旨及び復帰の有無、復帰の予定日時などについて必ず添乗員もしくは係員にご連絡いただきます。
- (7)他のお客さまに迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合はご参加をお断りする場合があります。
- (8)通信契約の場合、お客さまのクレジットカードが無効であるなど、お客さまが旅行代金などを提携会社のカード規約に従って決済できないときは、お申し込みをお断りする場合があります。
- (9)その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

5. 旅行契約の成立時期

- (1)当社とお客さまとの旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、かつ申込金を受理した時点で成立いたします。
- (2)第3項(1)の場合は、お待ちいただける期限内に契約締結が可能となり、かつこの時点までにお客さまよりウェイティングの取扱を解除するお申し出がなく、当社が契約締結が可能になった旨をお客さまに通知し申込金を受理した時点で成立いたします。
- (3)電話またはご来店による事前のお申し込みまたはご予約が一切なく、ファクシミリ、電報、テレックス、Eメール及び郵便などにてお申し込みまたはご予約がなされた場合は以下の時点で成立いたします。
- ア. 事前に申込金のお支払いがあったときは、当社らが承諾した旨の通知を発した時。
- イ. 事前に申込金のお支払いがないときは、当社らが申込金を受理した後に当社らが承諾した旨の通知を発した時。

6. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1)当社は、旅行契約成立後速やかにお客さまに旅行日程、旅行サービスの内容、その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面は募集パンフレット、本旅行条件書などにより構成されます。
- (2)当社はあらかじめ本項(1)の契約書面を精算する書面として、当社はお客さまに、集合時刻・場所、最低限日本発着時に利用する運送機関の名称および便名、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅程表を遅くとも旅行開始日の前日までににお渡しします。但し、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当たる日以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。なお、お渡し方法には郵送を含みます。
- (3)当社は、あらかじめお客さまの承諾を得て、旅行日程、旅行サービスの内容、その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面または確定情報を記載した最終旅程表の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供する場合があります。その場合はお客さまの使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。

7. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までに全額お支払いいただきます。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日前以降に申し込みされた場合は、旅行開始日前の当社らが指定する期日までに支払いいただきます。

8. お支払い対象旅行代金

- (1)「お支払い対象旅行代金」とは、募集広告又はパンフレットの価格表示欄に「旅行代金」として表示した金額と「追加代金」として表示した金額の合計金額から「割引代金」として表示した金額を差し引いた金額をいいます。この合計額が「申込金」「取消料」「変更預金」の額を算出する際の基準となります。
- (2)参加されるお客さまは、基本的に満12歳以上の方は大人代金、満3歳以上12歳未満の方は小人代金が適用となります。小人代金および幼児代金・乳幼児代金はコースによって年齢設定を変動させていただく場合があります。その場合、募集パンフレットに明示いたします。

9. 旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道など運送機関の運賃(注釈のないかぎり普通席)、宿泊費、食事代、観光料、消費税等諸税、空港施設利用料(空港により必要な場合)
- (2)添乗員同行コースの同行費用(添乗員同行の有無はパンフレットに明示いたします。)
上記の諸費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

10. 旅行代金に含まれないもの

第9項旅行代金に含まれるもの の他は旅行代金に含まれておりません。その一部を以下に例示いたします。

- (1)超過手荷物料金(特定の重量・容量・個数を超える分について)
- (2)コースに含まれない交通費、クリーニング代、電報電話料、その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料金。
- (3)自宅から発着地までの交通費・宿泊費。
- (4)ご希望者のみ参加するオプションツアー(別途料金の小旅行)の料金等。

11. 追加代金と割引代金

第8項お支払対象旅行代金 での「追加代金」及び「割引代金」は当社が募集広告またはパンフレットなどに表示した以下のものをいいます。

(1)追加代金

- ①ホテルまたはお部屋タイプのグレードアップのための追加代金。
- ②航空便の選択や航空機使用座席の等級の選択による追加代金。
- ③「食事なしプラン」などを基本とする場合の「食事つきプラン」などの追加代金。
- ④「観光なしプラン」などを基本とする場合の「観光つきプラン」などの追加代金。
- ⑤「延泊プラン」などによる延泊代金。
- ⑥その他「〇〇〇プラン」「〇〇〇追加代金」とし追加代金を表示したもの。

(2)割引代金

- ①「小人割引」など、年齢その他条件による割引代金。
- ②その他「〇〇〇割引」として割引代金を表示したもの。

12. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運航(運行)計画によらない運送サービスの提供、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客さまにあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更する場合があります。但し、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

13. 旅行代金の変更

当社は旅行契約締結後、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

- (1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- (2)旅行内容が変更され、その旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額いたします。
- (3)第12項旅行契約内容の変更 により旅行内容が変更され旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を含みます。)が増加したときは、運送・宿泊機関などが当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず運送・宿泊機関などの座席、部屋その他諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を増額いたします。
- (4)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

14. お客さまの交替

- (1)お客さまは、当社の定める申込期限内であらかじめ当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客さまは所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この場合所定の金額の手数料をお支払いいただきます。
- (2)契約上の地位の譲渡は、当社の承諾を得、かつ手数料を当社が受理した時に効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、コース・時期および利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、当該交替をお受けできない場合があります。

15. お客さまによる旅行契約の解除

(1)旅行開始前の解除

- ア. お客さまは次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。但し、契約解除のお申し出は当社らの営業時間内にお受けします。
- イ. お客さまは、次の事項に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除できます。
 - a. 第12項旅行契約内容の変更 に基づき、旅行契約内容の重要な変更が行われたとき。但し、その変更が第24項旅程保証 の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限り。

- b. 第13項旅行代金の変更 (1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
- c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などのサービス提供の中止、官公署の命令、その他の事由が生じた場合に旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる恐れが極めて大きいとき。
- d. 当社らがお客さまに対し、第6項契約書面と最終旅程表のお渡し (2)に記載の最終旅程表を同項の規定する日までにお渡ししなかったとき。
- e. 当社の責に帰すべき事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

ウ. 当社は本項(1)のイ により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(1)のイ により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻しいたします。

(2)旅行開始後の解除

- ア. お客さまのご都合により途中で離脱された場合は、お客さまの権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- イ. お客さまの責に帰さない事由により契約書面に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客さまは、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスに係る部分に相当する代金から当該旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の名目ですでに支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものでないときに限ります。)を差し引いたものをお客さまに払い戻しいたします。

16. 取消料

- (1)旅行契約の成立後、お客さまのご都合で旅行を取消される場合には、旅行代金に対しておひとりにつき下記の料率で取消料をいただきます。なお、複数人数でご参加で、一部の方がキャンセルの場合は、ご参加のお客さまからは1室ご利用人数の変更に対する差額代金をいただきます。

◆国内旅行に係る取消料

取消日	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって			旅行開始日の前日	旅行開始日の当日	旅行開始後の解除、無連絡不参加
	21日前まで	20日～8日前まで	7日～2日前まで			
取消料	無料	旅行代金の20%	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の50%	旅行代金の100%
日帰り旅行の場合	10日～8日前まで	7日～2日前まで	旅行開始日の前日	旅行開始日の当日	旅行開始後の解除無連絡	
11日前まで無料	旅行代金の20%	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の50%	旅行代金の100%	

- (2)当社の定める申込み期限内に、お客さまのご都合で出発日・コース・利用便・宿泊施設等行程中の一部を変更される場合も上記取消料の対象となります。ただし、当該パンフレットの「取消料等」に当社の定める期限を記載している場合は、当該期限以降の変更はできません。
- (3)オプションプランも上記取消料率による取消料が利用日を基準として別途適用されます。
- (4)旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客さまが旅行契約を解除したものとし、上記の料率で違約金をいただきます。

17. 当社による旅行契約の解除

(1)旅行開始前

- ア. お客さまが当社所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、第16条取消料 に規定する取消料に相当する額の違約金をお支払いいただきます。
- イ. 当社は次にあげる場合において、お客さまに理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
 - a. お客さまが当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - b. お客さまが病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
 - c. お客さまが他のお客さまに迷惑を及ぼし、又団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められたとき。
 - d. お客さまが契約内容に合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - e. お客さまの人数が契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき。
この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前に旅行中止を通知いたします。
 - f. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
 - g. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由によりパンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - h. お客さまが、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋等のその他の反社会的勢力であると認められるとき。

(カ) 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運航(運行)計画によらない運送サービスの提供。

(キ) 旅行参加者の生命又は身体 の安全確保のため必要な措置。

②第15項お客さまによる旅行契約の解除、第17項当社による旅行契約の解除の規定に基づき旅行契約が解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金をお支払いいたしません。

③契約書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

④本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第8項で定める「お支払い対象旅行代金」に15%を乗じて得た金額を上限といたします。また、ひとつの旅行契約に基づきお支払いする変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金をお支払いいたしません。

⑤本項(1)②に基づき変更補償金をお支払いする場合でも、当社はお客さまの同意を得て、金銭による支払いに替え、これと同等またはそれ以上の価値のある物品または旅行サービスの提供をもって補償を行う場合があります。

⑥当社が本項(1)の規定に基づき変更補償金をお支払いした後に、当該変更について当社に第20項当社の責任の規定に基づき責任が発生することが明らかになった場合には、お客さまは当該変更に係る変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社は当社が支払うべき損害賠償金の額と、お客さまが返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額をお支払いいたします。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額=1件につき下記の率×お支払い対象旅行代金	
	旅行開始日の前日までにお客さまに通知した場合	旅行開始日以降にお客さまに通知した場合
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②契約書面に入場する観光地または観光施設(レストランを含む)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)	1.0%	2.0%
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社の変更	1.0%	2.0%
⑤契約書面に記載した日本国内の旅行開始地または旅行終了地または空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥契約書面に記載した宿泊施設の種類の異なるものへの変更	1.0%	2.0%
⑦契約書面に記載した宿泊施設の客室の種類、設備、景観またはその他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑧上記各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1:最終旅程表が交付された場合は、契約書面とあるのを最終旅程表と読み替えたうえで、この表を適用いたします。この場合において、契約書面の記載内容と最終旅程表の記載内容との間または最終旅程表の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱いいたします。

注2:1件とは、運送機関の場合1乗車船などごとに、宿泊機関の場合1泊ごとに、その他旅行サービスの場合1該当事項ごとに1件といたします。

注3:③または④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱いいたします。

注4:④または⑥もしくは⑦に掲げる変更が1乗車船などまたは1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船などまたは1泊につき1件として取り扱いいたします。

注5:⑧に掲げる変更については、①～⑦の料率を適用せず、⑧の料率を適用いたします。

25. 通信契約

当社は当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」という。)のカード会員(以下「会員」という。)より所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金などの支払いを受ける」ことを条件に電話、その他の通信手段による旅行のお申し込みを受けた場合(以下「通信契約」という。)、通常の旅行条件と以下の点で異なります。(提携会社と通信契約に関わる加盟店契約がないなど、または業務上の理由などでお受けいたしかねる場合もあります。)

(1)通信契約のお申し込みの際に、「カード名」、「会員番号(クレジットカード番号)」、「カード有効期限」などをお申し出いただきます。

(2)通信契約による旅行契約は、当社が電話または郵便で、契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。但し、当該契約においてEメールなどの電子承諾通知を発する場合は、当該通知がお客さまに到達した時に成立するものとします。

(3)通信契約での「カード利用日」とは、旅行代金などの支払いまたは払戻しをする日をいいます。旅行代金のカード利用日は、契約成立日が旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前の場合、「契約成立日以降13日目にあたる日(休業日にあたる場合は翌営業日)」とします。契約成立日が旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日以降の場合、「契約成立日」とします。

(4)通信契約を締結した場合で、旅行者の有するクレジットカードが無効であるなど、旅行者が旅行代金にかかわる債務の一部または全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったときは、当社は通信契約を解除し、第12項の取消料と同額の違約料を申し受けます。但し、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

(5)当社は通信契約を締結した後に旅行代金の減額または通信契約が解除された場合、お客さまに払い戻すべき金額が生じたときは提携会社のカード会員規約にしたがってお客さまに対し当該金額を払い戻しいたします。この場合、当社は旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起

算して30日以内にお客さまに対し払い戻すべき額を通知するものとし、お客さまに当該通知を行った日をカード利用日といたします。

26. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、各パンフレット等に明示した日付となります。

27. 個人情報の取扱いについて

(1)当社では、旅行申し込みの受け付けに際し、お客さまから所定の申込書にて、お申込みいただいた旅行サービスの手配およびそれらのサービスの受領のために必要となる個人情報を、お客さまよりすべて提供いただきます。ご提供いただきました個人情報(氏名・住所・電話番号・メールアドレスなど)について、お客さまとのご連絡に利用させていただくほか、お申込みいただいた旅行において、運送・宿泊機関などの提供するサービスの手配及びそれらサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で、運送・宿泊機関、保険会社などに対し、電子的方法などにより提供いたします。このほか、当社では、①会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内。②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。③アンケートのお願い。④特典サービスの提供。⑤統計資料の作成に、お客さまの個人情報を利用させていただくことがあります。また、旅行手配、統計処理などのために、業務を委託する場合があります。

(2)当社は、当社が保有するお客さまの個人情報のうち、氏名・住所・電話番号・メールアドレス・旅行内容などのお客さまへのご連絡にあたり、必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で、共同して利用させていただきます。またその管理は当社が責任をもって行います。当社グループ企業は、それぞれの企業案内、商品及び催し物内容などのご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただきます場合があります。

(3)当社は、旅行際でのお客さまの便宜を図るため、当社の保有するお客さまの個人情報を土産物店等に提供することがあります。この場合、お客さまの氏名、および搭乗される航空便名などに係る個人情報を、あらかじめ電子的方法などで送付することによって提供します。なお、これらの事業所への個人情報の提供停止を希望される場合は、当社窓口あてに出発前までにお知らせください。

28. その他

(1)お客さまが個人的な案内・買い物などを添乗員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客さまの怪我、疾病などの発生に伴う諸費用、お客さまの不注意による荷物紛失、忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用をお客さまにご負担いただきます。

(2)お客さまの便宜を図るため土産物店にご案内する場合がありますが、お買い物に際しましては、お客さまの責任で購入していただきます。

(3)事故などのお申し出について旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終旅程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

(4)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

29. 国内旅行保険加入のすすめ

病気やけがをした場合、多額の治療費、移送費などがかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、または死亡・後遺障害などを担保するため、お客さまご自身で充分な額の国内旅行傷害保険に加入することをお勧めします。詳細はお申込み窓口の係員にお問い合わせください。なお、募集型企画旅行契約約款特別補償規定には、傷害・疾病治療費の補償は含まれておりません。

旅行企画・実施

株式会社とさでんトラベル

高知県知事登録旅行業第2-93号
一般社団法人 全国旅行業協会正会員
一般社団法人 日本旅行業協会協力会員

株式会社とさでんトラベル 本店
〒780-0806 高知市知寄町2-2-41
電話088-882-0111 FAX088-883-2877